

○ 「交通死亡事故抑止特別活動実施要領」の制定について

平成10年3月10日
岩交通発第23号
岩警務発第16号
岩生安発第39号警察本部長
岩刑事発第32号
岩警備発第33号

各 部 長
各 所 属 長

要 旨

- (1) 「交通事故非常事態」の発令について、県要綱等との整合性を図り、いわゆる「交通事故非常事態」は、県知事、市町村長の発令とした。
- (2) 交通死亡事故情勢に適確に対処するため、「交通死亡事故多発警報」制度を取り入れ、本部長、又は警察署長等が情勢に応じ発令できるようにした。
- (3) 交通死亡事故抑止のための特別活動体制及び任務を明確にした。

みだしのことについて、別添「交通死亡事故抑止特別活動実施要領」のとおり制定し、来る4月1日から実施することとしたから、部下職員に徹底し、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、『特別活動「交通非常事態」の運用要領について』（昭和53年1月5日付け岩交通発第4号）は、廃止する。

別添

交通死亡事故抑止特別活動実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、交通死亡事故が連続発生したとき、又はそのおそれがある場合において、これを抑止するための交通死亡事故抑止特別活動（以下「特別活動」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(特別活動の実施)

第2 特別活動は、次の場合に実施するものとする。

- 1 「交通事故非常事態」が発令されたとき。
- 2 「交通死亡事故多発警報」（以下「多発警報」という。）が発令されたとき。

(交通事故非常事態発令権者等)

第3 「交通事故非常事態」は、「交通事故非常事態宣言発令要綱及び同運営要領の送付について（通知）」（平成2年10月9日付岩交協第33号）（別添1）及び「交通事故防止のための緊急対策の実施について（通知）」（昭和53年7月10日付交第79号）（別添2）に基づき、次の場合に岩手県交通安全対策協議会長（県知事）、地方交通安全対策協議会長及び市町村長がそれぞれ発令する。

1 県下交通事故非常事態

- (1) 発令権者
岩手県交通安全対策協議会長（岩手県知事）
- (2) 発令基準
岩手県内において、おおむね7日間以内に7件以上の交通死亡事故が発生したとき、又は異常な増加傾向にある場合で、特に緊急対策が必要であると認められたとき。

(3) 期間

おおむね10日間

2 地方交通事故非常事態

- (1) 発令権者
地方交通安全対策協議会の会長
- (2) 発令基準
数市町村にまたがる地方において、交通事故が多発し、事故件数が前年同期を上回り、かつ、交通死亡事故が7日間に3件以上連続発生したとき。
- (3) 期間
おおむね7日～10日間

3 市町村交通事故非常事態

- (1) 発令権者
市町村交通安全対策協議会長（市町村長）
- (2) 発令基準
市町村内で交通事故が多発し、事故件数が前年を上回り、かつ、交通死亡事故が15日間に3件以上連続発生したとき。
- (3) 期間
おおむね7日～10日間
(多発警報発令権者等)

第4 「多発警報」は、「県下交通死亡事故多発警報」及び「署下（高速隊を含む）交通死亡事故多発警報」とし、発令権者、発令基準及び期間は次のとおりとする。

1 県下交通死亡事故多発警報

- (1) 発令権者
本部長
- (2) 発令基準
岩手県内において、おおむね7日間以内に7件以上の交通死亡事故が発生したが、交通事故非常事態が発令されなかったとき、又は交通死亡事故抑止のため、本部長が特に必要と認めたときに発令する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 期間
5日間とする。ただし、必要により更に5日を超えない範囲で延長することができる。

2 署下（高速隊を含む）交通死亡事故多発警報

- (1) 発令権者
署長又は高速隊長
- (2) 発令基準
警察署又は高速隊管内で交通死亡事故が10日間に2件以上発生したとき、又は交通死亡事故抑止のため、署長又は高速隊長が特に必要と認めたときに発令する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 期間
3日間とする。ただし、必要により更に3日間を超えない範囲で延長することができる。

(特別活動の実施体制等)

第5 「交通事故非常事態」及び「多発警報」が発令された場合の実施体制等は、次のとおりとする。ただし、警察本部にあっては、「県下交通事故非常事態」及び「県下交通死亡事故多発警報」発令時に限るものとする。

1 警察本部

- (1) 体制
交通部交通企画課に本部長を対策本部長、交通部長を副本部長とする対策本部を設置し、対策本部内に総括班、交通指導取締班、交通機動取締班及び交通部特別警戒活動班を編成する。
- (2) 各班の任務
ア 総括班

総括班は、交通企画課長を班長とし、次に掲げることを行なう。

- (ア) 特別活動実施計画の策定に関すること。
- (イ) 交通安全三者会議に関すること。
- (ウ) 交通安全関係機関・団体との連携に関すること。
- (エ) 特別活動に関する報道対策に関すること。
- (オ) 特別活動に伴う庶務に関すること。
- (カ) その他他班に属しない事項に関すること。

イ 交通指導取締班

交通指導取締班は、交通指導課長を班長とし、次に掲げることを行なう。

- (ア) 特別活動期間中の指導取締りの調整・指導に関すること。
- (イ) 交通部特別警戒活動班の運用に関すること。

ウ 交通部特別警戒活動班

特別警戒活動班は、交通部各課の警察官をもって編成し、交通指導取締班長の指揮に基づき、特別活動期間中、特別警戒活動に従事する。

エ 交通機動取締班

交通機動取締班は、交通機動隊長を班長とし、特別活動期間中、主要幹線道路等における機動取締りに従事する。

2 署及び高速隊

(1) 体制

署（高速隊）に署長（高速隊長）を本部長、副署長（次長）（副隊長）を副本部長とする地区対策本部を設置し、地区対策本部内に総括班、実施班及び広報班を編成する。

(2) 動員数

ア 「交通事故非常事態」が発令された場合、期間中毎日、署にあっては交通課員、地域課員のおおむね50%及びその他の課員のおおむね20～30%、高速隊にあっては隊員のおおむね50%を、それぞれ動員するものとする。

イ 「多発警報」が発令された場合、期間中毎日、署にあっては交通課員、地域課員のおおむね30%及びその他の課員のおおむね10～20%、高速隊にあっては隊員のおおむね40%を、それぞれ動員するものとする。

(3) 各班の任務

ア 総括班

総括班は、署にあっては交通課長、高速隊にあっては管理補佐等を班長とし、次に掲げることを行なう。

- (ア) 特別活動実施計画の策定に関すること。
- (イ) 交通安全対策協議会等との連携に関すること。
- (ウ) その他他班に属しない事項に関すること。

イ 実施班

実施班は、署にあっては交通課長又は地域課長、高速隊にあっては隊長補佐等を班長とし、特別活動実施計画に基づく交通指導取締りに従事する。

ウ 広報班

広報班は、署長（高速隊長）が指定する課長（分駐隊長等）を班長とし、特別活動実施計画に基づく交通安全活動に従事する。

（出動要請）

第6 署長は、第3の2、第3の3及び第4の2の規定に基づく特別活動を実施する場合において必要と認めるときは、交通企画課長を経由して、本部長に対し交通機動取締班又は交通部特別警戒活動班の出動を要請することができる。

2 本部長は、前項の要請に基づき、その必要があると認めるときは、交通機動取締班又は交通部特別警戒活動班を編成し、出動させるものとする。

（運用上の留意事項）

第7 交通部長及び署長は、「交通事故非常事態」の発令権者である県知事及び各市町村

長が発令の時期を失することがないように、積極的に県内及び管内の交通情勢等の情報提供並びに助言に努めるものとする。

2 特別活動は、短期間であることから、関係機関・団体と連携を図り、それぞれの役割りを明確にし、交通指導取締りを重点とした活動を実施すること。

(報告)

第8 特別活動実施に伴う報告は、次のとおりとする。

1 交通事故非常事態及び交通死亡事故警戒警報発令時

様式1 のとおり

2 交通死亡事故抑止特別活動終了時

様式2 のとおり

附 則

1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

2 「交通事故非常事態発令に伴う特別活動運用要領一覧表」(別記1)及び「交通死亡事故多発警報発令に伴う特別活動運用要領一覧表」(別記2)を添付した。

別添 1

交通事故非常事態宣言発令要綱及び同運営要領の送付について（通知）

平成 2 年 10 月 9 日 岩交協第 33 号
岩手県交通安全対策協議会長から
市町村交通安全対策協議会長及び
岩手県交通安全対策協議会々員あて

日頃、交通安全対策の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、交通事故非常事態宣言の発令については、別添「交通事故非常事態宣言発令要綱」
及び「同運営要綱」に基づいて発令することとしたので送付します。

交通事故非常事態宣言発令要綱

（目的）

第 1 この要綱は、交通死亡事故の発生を抑止し、県民の安全を確保するため、特に必要
があると認める場合は、県内全域を対象とした「交通事故非常事態宣言」（以下「非常
事態宣言」という。）を発令し、関係機関、団体等が一体となり、県民総ぐるみの緊急
かつ総合的な交通事故防止対策を推進することを目的とする。

（発令者）

第 2 非常事態宣言は、岩手県交通安全対策協議会長（岩手県知事。以下「会長」という。）
が発令する。

（発令基準）

第 3 会長は、次の各号の一に該当し、特に必要と認める場合は、岩手県警察本部長及び
岩手県交通安全協会会長と協議して、速やかに非常事態宣言を発令するものとする。

1 交通死亡事故が連続的に発生した場合。

2 交通死亡事故の発生が異常な増加傾向にある場合

（発令期間）

第 4 発令期間は、概ね 10 日間とし、必要により延長することができる。

（発令の方法）

第 5 非常事態宣言が発令された場合、会長はあらかじめ定める連絡系統表により、関係
機関、団体等に速やかに通知するとともに、会長談話を発表するものとする。

（発令に伴う推進事項）

第 6 非常事態宣言が発令されたときは、関係機関、団体等は相互の連携を図り、必要な
対策を効果的に推進するものとする。

（補則）

第 7 非常事態宣言の発令に関する基準、方法等については、別途定める要領による。

付 則

この要綱は平成 2 年 9 月 28 日から施行する。

交通事故非常事態宣言発令要綱運用要領

1 発令基準

交通事故非常事態宣言発令要綱第 3 の 1 については、概ね 7 日間以内に 7 件以上発生
した場合及び 2 については、過去の発生状況から、異常な増加傾向にある場合で、特に
緊急対策が必要であると認められる場合とする。

2 発令の方法

非常事態宣言を発令する場合は、会長は緊急事態にかんがみ、岩手県交通安全対策協
議会の議を諮ることなく別紙 1（略）に定める連絡系統表により、速やかに関係機関、
団体等に通知するとともに、会長談話を発表し、広く県民に周知徹底を図るものとする。

3 発令に伴う推進事項

(1) 発令に伴い関係機関、団体等は、別紙 2（略）に定める推進事項を効果的に実施す
るものとする。

(2) 会長は必要と認められる場合は、別に具体的推進事項を明示して行わせることがで

きる。

4 その他

市町村内又は数市町村にまたがる地域において、交通死亡事故が多発した場合は、昭和53年7月10日付け交第79号「交通事故防止のための緊急対策の実施について（通報）」により緊急対策を行うものとする。

別添 2

交通事故防止のための緊急対策の実施について（通知）

〔昭和53年7月10日 交第79号〕
〔岩手県知事から各市町村長あて〕

最近における県内の交通事故は、関係者の賢明な努力にもかかわらず異常に増加し、7月9日現在で既に死傷者数が昨年同期を上回り、なお増勢の傾向にあり、一刻の猶予もできない事態となっております。

県は、この事態に対処し、警察機能の総力をあげて交通事故防止に取り組むとともに、関係機関及び団体の協力を得て協力に県民に対する交通事故防止意識の高揚を図るなど、交通事故防止に努めているところであります。

ついては、市町村におかれましても、次により、緊急、かつ有効な交通事故防止施策を協力に推進されるよう要請します。

記

1 広報の徹底

- (1) 新聞、有線放送等の広報媒体及び市町村、関係団体の保有する広報車、広報紙、機関紙等を利用し、速やかに地域住民に対し、自主的な交通安全と交通事故防止意識を高めるための広報の徹底を図ること。
- (2) 運転者を雇用し、又は使用している会社、工場、事業所等に対し、運転者の交通事故防止意識を高める特別指導の実施を要請すること。
その他の一般運転者に対しては、交通指導隊、交通安全協会、交通安全母の会等の協力を得て、座談会や講習会などを開催するほか、家庭訪問等により交通事故防止の呼びかけに努めること。

2 住民自らの交通事故防止意識を高める交通非常事態の宣言

- (1) 交通非常事態宣言の基準
 - ア 市町村内に交通事故が多発し、事故件数が前年同期を上回り、かつ、交通死亡事故が、15日間に3件異常連続発生したときは、その市町村
 - イ 数市町村にまたがる地方において、交通事故が多発し、事故件数が前年同期を上回り、かつ、交通死亡事故が、7日間に3件以上連続発生したときは、当該市町村及び当該市町村と道路、その他が関連する市町村
 - ウ イの場合において、当該市町村は当該地方交通安全対策協議会において協議し、統一して宣言を行うこと。ただし、地方交通安全対策協議会を設置していない市町村にあっては、関係市町村がそれぞれ協議し、統一して宣言を行うこと。
- (2) 交通非常事態宣言の期間
交通非常事態宣言の期間は、交通事故の態様、気象条件等を勘案し、概ね7日以上30日以内とすること。
- (3) 交通非常事態宣言による緊急措置
交通非常事態を宣言したときは、直ちに交通安全対策協議会を開催し、警察署、交通安全協会等、関係機関及び団体に対し、協力の要請を行い、次の施策を緊急に推進すること。
 - ア 交通非常事態宣言の周知徹底を図るため、立看板の掲出、チラシ等を作成配布するほか、広報車による街頭呼びかけの実施
 - イ 町内会、部落ごとの座談会及び講習会の実施
 - ウ 官公署、会社、事業所等に対し、その職員、従業員の交通事故防止特別教育を要請
 - エ 交通事故多発地点、路線の交通安全施設等の緊急整備
 - オ 交通事故多発路線、地域における警察官、交通指導員等による街頭指導の強化
 - カ 市町村民大会の開催、町内会、部落会ごとの無事故宣言等の実施
- (4) 実施結果の報告
交通非常事態を宣言し、緊急対策を実施した市町村は、その結果をとりまとめ期間

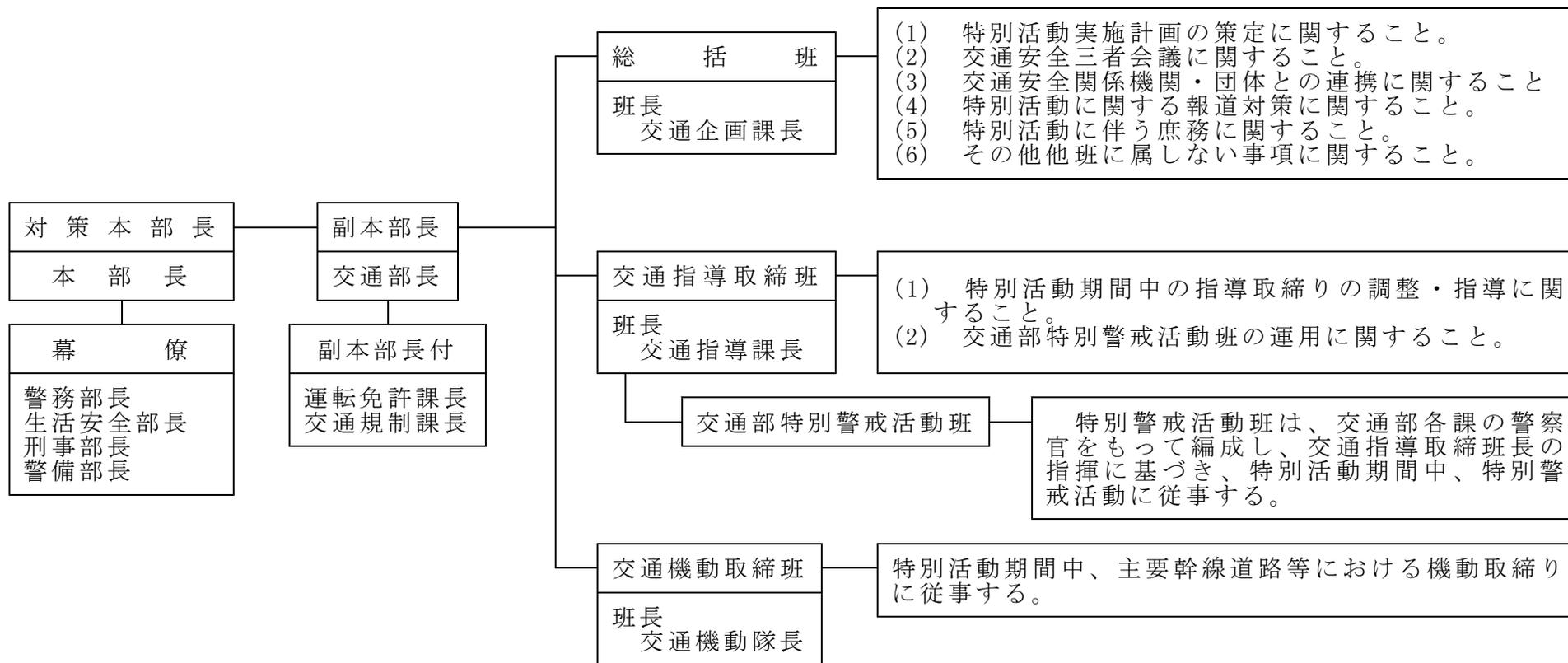
終了後10日以内に企画調整部長に報告すること。

交通事故非常事態発令に伴う特別活動運用要領一覧表

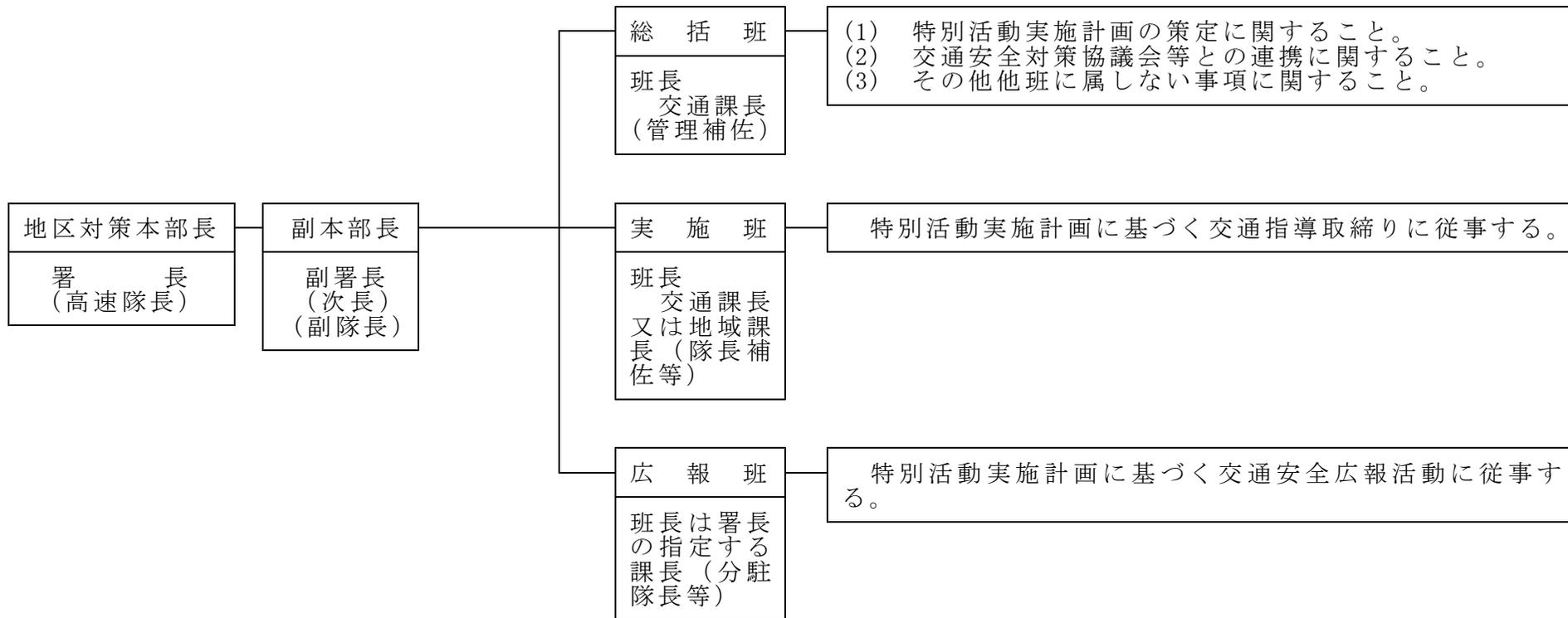
交通事故非常事態				交通事故非常事態発令時における警察の交通死亡事故抑止特別活動運用要領			
事態名	区域	発令者	交通事項非常事態の内容		本部及び警察署（高速隊）の体制		特別活動の運用要領
			発令基準	期間			
県下交通事故非常事態	県内全域	岩手県知事	岩手県内において ・ おおむね 7 日間以内に 7 件以上の交通死亡事故が発生したとき。 ・ 又は異常なる増加傾向にある場合に、特に緊要と認めるとき。	10 日間	本部	対策本部長 本部長 対策福本部長 交通部長 総括班、交通指導取締班、交通機動取締班、交通部特別警戒活動班を編成する。	・ 各班は別表 1 の任務に従事する。
					警察署・高速隊	地区対策本部長、署長、高速隊長 副本部長、副署長（次長）、副隊長 総括班、実施班、広報班を編成する。	・ 交通課又は本隊に対策本部を設置する。 ・ 警察署は、交通課員、地域課員のおおむね 50% 及びその他の課員のおおむね 20～30% を動員する。 ・ 高速隊は隊員のおおむね 50% を動員する。 ・ 各班は別表 2 の任務に従事する。
地方又は市町村交通事故非常事態	警察署管内の全市町村	地方交通安全対策協議会長	数市町村にまたが る地方において ・ 交通事故が多数発生し、前年同月、死亡事故が 7 日間連続発生したとき。	7～10 日以内	本部	本部長は、署対策本部長の要請に基づき、必要により交通機動取締班又は交通部特別警戒活動班を編成し出動させる。	・ 交通課又は本隊に対策本部を設置する。 ・ 警察署は、交通課員、地域課員のおおむね 50% 及びその他の課員のおおむね 20～30% を動員する。 ・ 各班は別表 2 の任務に従事する。 ・ 署対策本部長は、本部長に対して交通機動取締班及び交通部特別警戒活動班の出動を要請することができる。
	当該市町村	市町村長	市町村内で ・ 交通事故が多数発生し、年同月、死亡事故が 15 日連続発生したとき。		警察署	地区対策本部長 署長 副本部長 副署長（次長） 総括班、実施班、広報班を編成する。	

別表 1

交通事項非常事態発令時における警察本部（対策本部）の任務等一覧表



交通事項非常事態発令時における警察署等の各班の任務等一覧表



「交通死亡事故多発警報」発に伴う特別活動運用要領一覧表

交通死亡事故多発警報				交通死亡事故多発警報発令時における交通死亡事故抑止特別活動運用要領			
警報名	区域	発令者	交通事故多発警戒警報の内容		本部及び警察署（高速隊）の体制		特別活動の運用要領
			発令基準	期間			
県下交通死亡事故多発警報	県内全域	警察本部長	<p>岩手県内において、7日間以上、おむね7件の交通事故が発生したとき。</p> <p>・又は交通死亡事故抑止のため、本部長が特に必要と認められたとき。</p>	<p>5日間</p> <p>ただし、更に5日を超え、必要により延長するときは、事前に延長することとする。</p>	本部	<p>対策本部 本部長 署長 高速隊長</p> <p>総括班、交通指 副本部長 副署長 (次長)、副隊長</p> <p>取締班、交通部 実施班 広報班を編成する。</p>	<p>・各班は別記1の別表1の任務に従事する。</p>
					警察署・高速隊	<p>対策本部 署長 高速隊長</p> <p>副本部長 副署長 (次長)、副隊長</p> <p>総括班 実施班 広報班を編成する。</p>	<p>・交通課又は本隊に対策本部を設置する。</p> <p>・警察署は、交通課員、地域課員のおおむね30%及びその他の課員のおおむね10~20%を動員する。</p> <p>・高速隊は隊員のおおむね40%を動員する。</p> <p>・各班は別記1の別表2の任務に従事する。</p>
署下(高速)交通死亡事故多発警報	警察署(高速道路)管内全域	警察署長・高速隊長	<p>警察署(高速道路)管内で</p> <p>・交通死亡事故が10日間に2件以上発生したとき。</p> <p>・又は交通死亡事故抑止のため、署長(高速隊長)が特に必要と認められたとき。</p>	<p>3日間</p> <p>ただし、更に3日を超え、必要により延長することとする。</p>	本部	<p>本部長は、署対策本部長の要請に基づき、必要により交通機動取締班又は交通部特別警戒活動班を編成し出動させる。</p>	
					警察署・高速隊	<p>対策本部長 署長 高速隊長</p> <p>副本部長 副署長 (次長)、副隊長</p> <p>総括班、実施班、広報班を編成する。</p>	<p>・交通課又は本隊に対策本部を設置する。</p> <p>・警察署は、交通課員、地域課員のおおむね30%及びその他の課員のおおむね10~20%を動員する。</p> <p>・高速隊は退院のおおむね40%を動員する。</p> <p>・署対策本部長は、本部長に対して交通機動取締班及び交通部特別警戒活動班の出動を要請することができる。</p>

様式 1

交通事故非常事態等に伴う交通死亡事故抑止特別活動実施計画

年 月 日

所属

項 目		内 容	
期 間		年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
対 策 名		交通事故非常事態 地方交通事故非常事態 市町村交通事故非常事態 ----- 県下交通死亡事故多発警報 署下(高速)交通死亡事故多発警報	
発 令 事 由			
活 動 体 制		① 現員 人中 % ② 一日当たりの実働人員 人	
		交通 人	地域 人 生安 人
		刑事 人	警備 人 警務 人
特 別 活 動 の 概 要	交通指導取締り計画 (実施計画添付)		
	交通安全対策協議会の活動		
補 記			

様式 2

交通事故非常事態等に伴う交通死亡事故抑止特別活動実施結果

年 月 日

所属

項 目	内 容																					
期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()																					
対 策 名	交通事故非常事態 地方交通事故非常事態 市町村交通事故非常事態 ----- 県下交通死亡事故多発警報 署下(高速)交通死亡事故多発警報																					
特 別 活 動 実 施 結 果	(1) 交通事故																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発生件数</th> <th>死者数</th> <th>傷者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別活動期間中</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別活動実施前10日間の交通事故発生状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			発生件数	死者数	傷者数	特別活動期間中				特別活動実施前10日間の交通事故発生状況				増 減							
		発生件数	死者数	傷者数																		
	特別活動期間中																					
特別活動実施前10日間の交通事故発生状況																						
増 減																						
※特別活動実施前の期間は、実施する前日から遡って10日間とする。																						
特 別 活 動 実 施 結 果	(2) 交通指導取締り																					
	ア 交通8悪違反																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>違反</th> <th>酒酔</th> <th>無免許</th> <th>速度</th> <th>歩妨</th> <th>はみ禁</th> <th>一停</th> <th>信号</th> <th>駐禁</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		違反	酒酔	無免許	速度	歩妨	はみ禁	一停	信号	駐禁	小計	件数									
	違反	酒酔	無免許	速度	歩妨	はみ禁	一停	信号	駐禁	小計												
件数																						
イ その他の違反																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>違反</th> <th>ベルト</th> <th>その他</th> <th>小 計</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		違反	ベルト	その他	小 計	合 計	件数															
違反	ベルト	その他	小 計	合 計																		
件数																						
そ の 他																						